

感染症対策サポート助成事業 よくあるご質問【備品購入、内装・設備工事コース】

	質問	回答
助成金とは		
1	助成金とは何ですか？	「協力金」、「給付金」、「融資」とは異なり、事業に取り組む前に交付決定額として助成金の支払い予定金額の上限を決めて、事業を実施後に、その取組経費の一部を助成金額として確定し、取組完了後に後払いで交付（支払）するものです。支払われた確定金額は原則返還不要です。 ただし、偽り、隠匿その他不正の手段により助成金の交付を受けたとき又は受けようとしたときは、助成金の返還、刑事罰が適用される場合もあります。 助成金の性質等については、【募集要項】をご覧ください。
2	助成対象期間とは何ですか？	助成事業を実施できる期間（令和4年1月1日から令和5年6月30日）のことで、その期間中に契約、事業の実施、支払いを完了する必要があります。助成対象期間を過ぎてからの支払いは、助成対象外となり助成金をお支払いできません。
3	助成率3分の2以内の意味を教えてください。	助成対象となる定価税抜10万円の備品を6点購入した場合、60万円の3分の2である40万円が助成金で支払われることとなります。 残りの20万円と消費税分6万円は事業者が負担することとなります。
4	申請書を提出すると助成金が振り込まれますか？	申請書を提出するだけでは、助成金は支払われません。助成金は後払いとなりますのでご注意ください。 詳しくは、公社HPにある【募集要項】の「12 申請から助成金支払いまでの流れ」をご確認ください。
助成対象経費		
5	エアコンは対象となりますか？	換気ができるエアコンを購入する場合、助成対象となります。 また、換気機能がついていないエアコンでも全熱交換器と連動しているものや空気清浄機能が付加されているエアコンについては、助成対象となり得ます。 なお、必要とされる台数等の確認を行う場合がありますので、見積書、設置前の写真、工事図面、換気等の機能があることがわかるもの（カタログ等）を一緒に申請してください。
6	自社が生業とする工事や自社で取り扱う製品の購入等は助成対象になりますか？	助成対象にはなりません。個別具体的なご相談については別途お問合せください。

7	「備品購入費」総額税抜90万円の経費は申請できますか？	申請できますが、「備品購入費」のみの申請の場合、助成金交付申請額は助成限度額の50万円までとなります。 ※(90万円×助成率2/3=)60万円ではありません。 なお、感染症対策の内装設備工事を行った場合、1実施場所につき助成限度額は100万円まで、工事内容に換気設備の設置を含む工事を行った場合は200万円までが助成限度額となります。
8	申請前に支払った経費は助成対象になりますか？	令和3年12月31日以前に支払った経費は助成対象外です。申請前であっても、令和4年1月1日から令和5年6月30日までに発注又は契約、取得、実施、支払いまでを完了した経費は助成対象になります。
9	「内装・設備工事費」1件あたりの工事費税抜5万円の経費は申請できますか？	申請できます。「内装・設備工事費」1件あたりの工事費に下限額はありますが、「内装・設備工事費」「備品購入費」の経費の総額が税抜15万円以上(助成金交付申請額10万円以上)でないと申請できません。
10	クレジットカードで支払った経費は対象となりますか？	クレジットカードによる支払いは、助成対象期間末(令和5年6月30日)までに口座からの引き落としが完了している場合のみ認められます。なお、その引き落としは翌月の「一括払い」のみとさせていただきます。
11	どういった備品購入、内装・設備工事が対象になりますか？	公社HPにある【募集要項】の「8 助成対象事業例」をご確認ください。
12	消耗品は対象となりますか？	「備品購入、内装・設備工事コース」では対象外ですが、「消耗品購入コース」では対象となります。対象となる消耗品の例などは公社HPにある「消耗品購入コース」の【募集要項】の「8 助成対象経費の詳細」をご確認ください。
申請書類		
13	自分の申請が、公社へ届いているか確認できますか？	《郵送の場合》簡易書留等の記録が残る方法で郵送してご確認ください。個別に回答することができません。 《電子申請「Jグランツ」の場合》「Jグランツ」のマイページから確認できます。
14	公的機関から納税猶予の特例を受けているので、納税証明書に未納が記載されるかもしれませんが大丈夫ですか？	新型コロナウイルス感染症の影響により国税・地方税の徴収(納税)猶予を受けている場合は、「徴収(納税)猶予許可通知書の写し」を提出してください。
15	ガイドライン等の提出は必須ですか？	【募集要項】の「8 助成対象事業例」に記載のある取組を行う場合には、ガイドラインの提出が不要です。ただし、「8 助成対象事業例」に記載のない取組を行う場合には、取組の根拠となる業種別ガイドラインをご提出ください。その際、該当箇所にはマーカー等で色付けをしてください。なお、本事業の助成対象となるか否かなどについて、ガイドライン等の作成元へお問い合わせいただいても対応ができませんので、お控えくださいますようお願い申し上げます。

16	備品購入費の申請では何が必要ですか？	申請時には、見積書（項目別の記載があり金額の算定根拠が分かるもの、製品の性能が確認できるようメーカー名・型番が分かるもの）、製品カタログ等（詳細が補完できる資料）を一緒にご提出ください。
17	内装・設備工事費の申請で工事図面等は必要ですか？	必要です。申請時には、見積書と工事前後の工事図面等を一緒にご提出ください。また、【募集要項】の「8 助成対象事業例」に記載のない取組を行う場合、ガイドライン等に基づく内容でないと助成対象とはなりません。
18	提出後の申請書の内容の変更、再申請は可能ですか？	原則、提出後に申請書の内容を変更することはできません。申請を取り下げたり、不採択となった場合、改めてご申請頂くことが可能です。
19	申請書類に不足や誤りがあった場合、すぐに不採択になってしまうのでしょうか？	審査の過程で、申請書に記載された連絡先メールアドレス、メールアドレスがない場合は電話番号に対して申請内容の確認や追加資料に関するご案内をしております。Jグランツでのご申請案件の場合は、「差し戻しコメント」をお送りしております。ただし、上記の確認や追加資料については、期間を定めてお願いをしており、当該期間内にご対応いただけない場合はやむを得ず減額や不採択となりますので予めご承知おきください。なお、不採択等になった場合、申請受付期間内であれば、改めてのご申請案件が可能ですので、ご検討ください。
他の助成金等との併願について		
20	公社の別の助成金や国の補助金と同時に申請できますか？	申請は可能です。ただし、助成対象として申請した同一の内容（経費）で、公社・国・都道府県・区市町村等から重ねて助成を受けることはできません。
21	「令和2年度新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン等に基づく対策実行支援事業」及び「中小企業等による感染症対策助成事業」で助成金の交付を受けましたが、本助成金の対象となりますか？	対象となります。ただし、同一の内容（経費）で重複して申請することはできません。
22	「備品購入・内装設備工事コース」と「消耗品購入コース」の両方に申請できますか？	申請は可能です。
23	本助成金で「備品購入・内装設備工事コース」と「消耗品購入コース」の両方に申請をする場合には、「納税証明書」と「登記簿謄本」はそれぞれ提出する必要がありますか？	審査を迅速に行うために、各コースを別々に審査しておりますので、大変申し訳ございませんが、それぞれに「原本」のご提出をお願いいたします。

その他		
24	中小企業者等の「等」とは具体的に何を指していますか？	都内中小企業者（会社及び個人事業者）、一般財団法人、一般社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）、中小企業団体等を指します。なお、医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会、商工会連合会、商工会議所、公益財団法人、公益社団法人、商店街振興組合、宗教法人は対象外となります。詳細は、公社HPにある【募集要項】の「20 申請要件」をご参照ください。
25	いわゆる「フリーランス」でも申請できますか？	申請できます。ただし、個人事業主の方の場合は、税務署に「個人事業の開業届」が提出されていることが必要です。
26	交付決定された後で助成金を受領できないことはありますか？	あります。「交付決定」とは、助成金の交付対象者として選定された状態を意味していて、助成金の支払額が決定したということではありません。交付決定後、助成事業の遂行や経理関係書類の整備が適切に行われていない場合、交付決定された金額のうち、全部又は不備のある部分について交付できません。
27	開業届をなくしてしまいました。どうすればよいですか？	代表者名と事業内容、都内事業所の所在が分かる資料（営業許可書等）をご用意ください。
28	業界団体に所属していませんが、申請はできますか？	申請可能です。【募集要項】「8 助成対象事業例」に記載のない取組を行う場合、事業内容の分類されるガイドライン（貴社の業態と類似するガイドライン）を選択してください。該当するガイドラインが存在しない、あるいは選択できない場合は、「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～『新しい日常』の定着に向けて～」をご参照いただく方法もあります。「東京都防災HP (https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp)」に掲載されています。
29	募集要項の「8 助成対象事業例」及び業種別ガイドラインには記載はありませんが、感染症対策として効果があると考える取り組みをしたいと思いません。対象になりますか？	募集要項の「8 助成対象事業例」及び業種別ガイドラインに明確に合致する取組を助成対象としていますが、個別具体的に相談ください。
30	1実施場所とはどのような場所を指すのでしょうか	申請者の事業活動を営んでいる店舗や事務所の住所を単位としております。例えば、或る一つの店舗等の住所において複数の換気設備工事を行う場合、助成上限額は200万円となります。また、当該住所の確認は、営業許可証等をはじめとした客観的な資料にて確認させていただきます。なお、建設工事等のために現場に設ける事務所、下小屋、材料置場その他これらに類する仮設建築物、または、タクシーやバスの車両等は、本助成事業の実施場所には含まれません。